

(平成24年8月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和47年12月16日）及び資格取得日（昭和48年1月8日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月16日から48年1月8日まで

私は、A社に昭和46年11月から48年2月まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者の記録は、A社において昭和46年11月13日に資格を取得し、47年12月16日に資格を喪失後、48年1月8日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間も当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務していた複数の同僚の厚生年金保険の加入記録を見ると、申立人と同様な欠落期間がある者は確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時、同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者9人に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、回答があった7人のうち4人は、「申立期間当時、申立人は正社員として勤務しており、正社員は厚生年金保険に加入していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 47 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと回答しているが、これを確認できる資料は無く、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 12 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を昭和54年4月1日に、資格喪失日に係る記録を55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、54年4月から同年9月までは11万円、同年10月から55年3月までは12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から55年4月1日まで

私は、申立期間にC職としてA事業所に勤務し、D業務を行っていた。

E県が発行した申立期間に係る在職証明書も所持しており、私が勤務していたことは明らかであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E県が保管する人事記録から、申立人は、C職としてA事業所に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所を統括するF事業所は、「通常、C職として勤務する場合は、厚生年金保険に加入し、当月給与から当月分の保険料を控除している。」旨回答している上、申立期間当時、当該事業所で総務事務を担当していた複数の正規職員は、「C職を含む臨時職員は、全員が厚生年金保険に加入するのが原則であった。」旨述べている。

さらに、オンライン記録によれば、申立人が、申立期間の直前までE県のC職としてG事業所（当時）に任用された期間は、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる上、申立人と同様に、昭和54年4月1日付けでC職として当該事業所を含むF事業所所管の事業所に任用となった複数の

者も、当該任用期間は、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期にC職として当該事業所に勤務し、同じ俸給の同僚の標準報酬月額の記録から、昭和54年4月から同年9月までは11万円、同年10月から55年3月までは12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、F事業所は、関連資料が見当たらず、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年4月から55年3月までの保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年9月は9万2,000円、同年10月は8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月28日から同年11月1日まで
私は、昭和49年3月から56年4月までの期間、B社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が漏れているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びB社への照会に対する回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和49年11月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和49年8月の社会保険事務所（当時）の記録及び同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同年10月の定時決定の記録から、同年9月は9万2,000円、同年10月は8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年9月は8万円、同年10月は8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月28日から同年11月1日まで

私は、昭和48年から現在までB社に継続して勤務しているが、同社C工場へ転勤したときの厚生年金保険の加入記録が漏れているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びB社への照会に対する回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和49年11月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和49年8月の社会保険事務所（当時）の記録及び同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同年10月の定時決定の記録から、同年9月は8万円、同年10月は8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行

ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から60年1月まで
申立期間の保険料は、私名義の金融機関の口座から口座振替で納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A市に転入する際にルームメイトであった友人と市役所又は支所に一緒に出向き、国民年金の加入手続と国民年金保険料の口座振替の手続を行った記憶がある。」と主張しているが、その友人は、「申立人と一緒にA市役所に行った記憶はあるが、だいたい前のことなので国民年金の加入手続を行ったのかどうか覚えていない。」と供述しており、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

また、B町の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳上、申立期間は未納とされており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年5月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月から同年8月まで
申立期間の国民年金保険料は、私が、各月の納付期限までにA県B市のC駅前にある金融機関窓口で納付したはずである。申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後を通じて、B市のC駅前にある金融機関窓口で、各月の納付期限までに国民年金保険料を納付していたはずと主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人に係る申立期間以後の平成12年9月から14年9月までの国民年金保険料は、申立人が13年11月15日にB市を転出し、その11か月後の14年10月3日にD市へ転入届を行った日以後に2回に分けて遡って納付していることが確認できる上、中でも申立期間直後の12年9月から13年3月までの保険料は、転入直後の14年10月18日に納付しており、これを踏まえると、申立人は、同市へ転入後、制度上納付が可能な12年度の保険料を過年度納付したことが推認でき、申立期間の保険料は、当該転入時点において時効が完成し、遡って納付することができなかったものとするのが自然である。

また、A県内の金融機関を所管するEセンターに対し、申立期間当時の国民年金保険料納付に係る関係資料の保管状況について照会したところ、「平成14年度以前の関係資料は、保存年限を経過し、既に廃棄済みである。」旨回答している上、申立人が、申立期間の保険料を納付したとする金融機関も、「店内に当時の関係資料は残されていない。」旨回答しており、申立てを裏付ける関係資料は確認できない。

そのほか、申立人が申立期間についての国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。